

●香川県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年香川県告示第78号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 施行者の名称
坂出市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂出都市計画道路事業 3・4・34 室町谷内線
- 3 事業施行期間
平成19年10月2日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更あり（坂出市室町3丁目地内）